

匝瑳市有機農業推進協議会要領

(名称)

第1条 本協議会は、匝瑳市有機農業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、有機農業や環境保全型農業（以下「有機農業等」という。）の健全な育成・普及・発展を通して、地域農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有機農業等の調査・研究・普及に関する情報交換
- (2) 有機農業等の参入希望者に対する助言・指導
- (3) 市民及び消費者の有機農業等の理解の深化に向けた取組
- (4) 匝瑳市の有機農業等に対する提言・意見
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農業者又は農業関係団体
- (2) 流通事業者又は流通関係団体
- (3) 消費者団体
- (4) 学識経験者
- (5) 食育関係者
- (6) 匝瑳市学校教育課
- (7) 匝瑳市農林水産課
- (8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(入会)

第5条 前条各号に掲げる者のうち協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会長等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

2 会長及び副会長は、会議において会員の互選により定める。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、匝瑳市農林水産課内に置く。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。